

第7日

平成30年12月11日

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、10日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、4番佐々木明子議員の質問を許可いたします。4番佐々木明子議員。

（4番佐々木明子君登壇）

○4番（佐々木明子君） 皆さん、おはようございます。4番議員、佐々木明子でございます。早朝より、また足元の悪い中に、傍聴においでいただきまして、ありがとうございました。また、インターネットをごらんの皆様もありがとうございます。

私は、先日、朝倉市郡文化協会研修会で、秋月博物館で開催されていた、秋月藩の武器・甲冑展を見学に行っていました。篠原さんの丁寧な説明を聞きながら、代々受け継がれてきた文化財に驚嘆いたしました。また、博物館を取り囲む山々の色鮮やかさに目を奪われ、改めて朝倉市が持つ郷土の美しさに感動いたしました。

さて、今年の豪雨災害から早いもので、2回目の冬を迎えようとしております。復興推進室や担当課、支え合いセンターなどの取り組みで、被災者の生活再建が進んでまいりました。しかし、今なお生活再建の見通しが立たないでいる被災者もいらっしゃいます。

これまでも、被災者それぞれに寄り添った情報の提供や再建設計をお示しいただいておりますが、間もなく新年を迎えるに当たり、当局のさらなるきめ細やかな対応がなされて、被災者が一日も早く安心した生活を送ることができるようになりますことを、願わずにはられません。

これよりは、質問席において質問をさせていただきます。

（4番佐々木明子君降壇）

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

中央教育審議会は、今月6日、文部科学省が提示した教員の時間外勤務の上限を原則月45時間、年360時間とする指針案を了承いたしました。あわせて、長時間労働の是正に向けた答申案が公表されました。

文科省が2016年に実施した調査をもとに推計しますと、月45時間を超える教員の比率は、小学校で82%、中学校で89%に上っており、長時間労働是正の実効性が疑問視されております。

ことし6月の定例会においても、教職員の働き方改革について一般質問をさせていただきましたが、進捗状況についてお尋ねしたいと思っております。

まず、勤務実態調査、6月におきましてはしていないという答弁でしたが、その後実施されておりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 6月のときにも答弁しましたように、調査については、現認という形で校長が各自して、やっておりますので、それと6月の質問のときに、タイムカードの話をさせていただいたと思います。

私どもにつきましては、次年度より何らかの出退勤管理の仕組みを導入する方向で検討しております。これを導入することにより、先生方が客観的に自分の時間外等を把握し、勤務時間の縮減につなげていただきたいと考えております。

また、教育委員会としましては、教職員の勤務時間の適正な把握に努めて、校長会などを通じまして、適宜指導を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それを聞きまして、少し安心したところですが、働き方改革について、8つの施策を提言しておりました。その一つが今、部長がおっしゃられましたタイムカード導入についてのことなんですが、やはり今言われましたように、働き方推進法による改正労働安全法において、事業者は勤務時間管理の徹底を図ることが必要となっております。

また、タイムカードやパソコンなどの客観的な記録により、労働時間の確認をしなければならないとあり、法的にも勤務時間の管理が求められるようになった。近隣自治体でも導入が始まっているので、ぜひ取り組みをお願いしたいとお願ひしておりましたが、来年度から導入が決まったことで、本当よかったと、やはり客観的に知らしめることが一番大事なことだろうと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

それに伴いまして、留守番電話の導入についても質問いたしました。早朝や夕方以降の時間帯において、非常時、児童生徒の指導に必要性が生じた場合を除いて、教育委員会事務局への連絡を確保した上で、留守番電話の設置を提案いたしました。取り組み状況をお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 留守番電話につきましては、既に設置をしている学校もございますが、私どもとしましては、留守番電話の設置については、勤務時間外の電話対応等に有効な手段の一つであるということは、同じ考え方でございます。

次年度につきましては、学校配分経費の範囲内で、学校が必要に応じて設置ができるようにしていきます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 必要に応じてとおっしゃいますと、必要と感じていない学校は取り入れない、じゃなくて、留守番電話が必要なときは、留守番電話に切りかえるとかし

ますということですか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 説明が不足しておりました。先ほど申し上げましたように、6校は既に留守番電話を設置しておりますので、留守番電話を設置していない学校についてという意味でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 学校においても、留守番電話を取り入れた学校はかなり先生方の夜間、ほとんど夜間らしいですが、への対応をすることが簡素化になってきましたので、非常に助かっているという情報も聞いておりますので、ぜひお願いいたします。

次に、長期休業期における学校閉庁日は実施できませんでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） これにつきましては、本年度試行という形でございますが、8月の12日から8月16日までの5日間、学校閉庁日を設けました。この期間中は、問い合わせ等の受け付けは教育委員会のほうで行いまして、プールの解放とか、部活動は行わないような指導をしておりました。

完全閉庁日のこの事前告知につきましては、教育委員会では広報紙に事前に載せまして、学校では保護者の方々に直接文書で配布をし、御理解をいただくことをやっています。

各学校の反応は好評でございまして、問題等は上がってきませんでしたので、次年度からは本格実施をしていきたいと考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 初めて取り入れたことだと思いますが、非常に先生方も感謝しておりまして、ゆっくり、ゆっくりということはないでしょうけど、学校のことにかかわらないでおられるときができたということは、すごく感謝しておりましたし、今後もそういうことを続けていかれるということですので、働き方改革において、一歩前進したことだと思っております。

また、中教審の答申案に盛り込まれた変形労働時間制が成立すれば、この長期休業期間中に実施ができるようになると考えております。これもやはり一歩前進したことだと思っております。いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 私どもも新聞報道でそのことを知っておりますので、具体的な法律改正等が来年度あるということも聞いていますから、それに応じた適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 次に、定時退校日についてです。6月の答弁では月2回実施している学校が、小学校で7校、中学校で5校、週1回が小学校で4校、中学校で1校と答

弁されましたが、先生方にお聞きするとなかなか実態はできていないと。

少しでも、1人でも2人でも、本当は3名以下になったら退校しなければならないと決まったそうですが、今は1人でも2人でも残っている先生がいたら、学校開いていていいみたいになっているそうです。

月2回とか、週1回、ある程度校長会においても決まったんでしょうけれど、そんなふうに、現場の先生方はなかなか実行されてないとおっしゃられていますが、実際どんなふうでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 6月に答弁をしましたような月2回、週1回の分はそのままでございます。これまでも教育委員会としましては、定時退庁日が実施できるように、学校の主体性、自立性を十分尊重しながら、教職員の教育環境の改善のために所掌事務の合理化や書類の簡略化等の指導を行ってきておりますので、今後も校長会、学校訪問、校長ヒアリング、通知等により、周知をしながら、その辺を徹底をしていきたいというふうに思っています。

また、私どものほうには、教育施策要綱という、毎年方針をつくっていますので、そこについても、働き方改革の徹底を一つの重要な課題と位置づけながら、指導を徹底していきたいと考えています。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 今は若い先生がかなりふえてきていると、若い先生、今までの経験が多い先生とといいますか、長い先生と比べたら、指導案1つ作るにしても時間がかかると、だからどうしても学校にいる時間が長くなる、ということも聞いておりますが、やはりきちんと決めて退校日を決めるということは、長時間労働是正に向けた第一歩だと思っておりますので、校長会などを通じてぜひ指導徹底を教育委員会としてもお願いしておきます。

続きまして、労働安全衛生管理体制についてでございます。教職員の心身の健康を保つためには、日ごろの健康状態を確認することが重要だと考えております。朝倉市はどのような取り組みをしておりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） これにつきましては、本年は10月に学校衛生推進者会議というのを設けてます。この学校衛生推進者は、各学校のほうから養護の先生とか、教頭先生とか、メンバーになられているところでございます。その内容につきましては、教職員のストレスチェック、これ初めての取り組みでございますが、これをやるということでの説明をさせていただいています。

このストレスチェックにつきましては、パソコンを使って、それぞれの先生がそのパソコンに質問事項について答えながら、先生方は結果がわかるというようなものでございま

して、これはメンタルヘルス不調を未然に防ぐという目的で、自分の状況を把握をして医療機関などに相談ができるような体制をとったということでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） パソコンを使ってのストレスチェック、非常に画期的なことだと思います。なかなか自分がそういうふうな病気というか、心身の状態が悪くなっているということに気づかない先生方が多いと思います。それをパソコンを通じてチェックできるということは、本当すばらしいことと思います。

あとは少しでもおかしいと感じた先生方が本当にかかりつけ医、産業医なりに受診されますことを、指導していただきたいと思います。

次に、給食費の公会計化についてです。当市内においても、学校給食費の徴収、管理は地方公共団体の業務と明記されました。ほかの自治体も既に取り入れているところもございます。朝倉市も早く取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 今の給食関係は学校給食会というのがやっているところでございますが、これは教育長が会長、教育委員会が事務局を持っております。ここには嘱託職員が2名、臨時職員1名を雇用しております。ここで、給食の献立の作成とか、食材の発注、給食調理指導等の業務を行っていますので、ここで給食費の徴収事務を行うとなれば、職員の増員がどうしても避けられないと、というのが一つございます。

また、徴収の業務を学校現場を離れまして、一切合財事務局のほうで行うということになれば、6月も答弁させていただきましたが、過去の事例を申しますと、徴収率の低下が想定をされますので、これについては、今後も慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 最後に言われました、徴収率が低下する、それは確かだろうと思います。過去においても、私どもの地域でもそういうことがありまして、また、地域で徴収したりとかいう経過もございましたが、やはり先生方の改善につながるのであれば、そして、またそういうふうなことが指針にも盛り込まれているようでしたら、ぜひ職員を臨時職員でもふやしていただいたりなり、いろんなことを検討して公会計化に取り組んでいただきたいと、朝倉市がいち早く手を挙げたというふうなことを、ほかの自治体にも自慢したいと思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

次に、7番目と8番目は一括して申し上げますが、長時間労働是正で教職員が一番取り組んでほしいと訴えているのは、やはり教員の増員であります。6月にもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、支援員の先生の増員を提案してまいりましたが、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 職員増員につきましては、限られた財源の中で、優先順位をつけながら取り組んでいるところでございます。教育委員会としましては、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援員、特別支援教育支援員など、教職員の増員が必要と考えておりますけれども、現時点では、その見通しが立っていないというような状況でございます。

厳しい財政状況が続く中で、全てを市費で賄うということについては、限界がございますので、引き続き国、県への要望活動を行っていきたく、現在も行っております。

先ほどの優先順位をつけてということ具体的に申し上げますと、特に通級指導教室の部分についても、6月のほうで触れましたけれども、これにつきましては、児童生徒の実態から、通級指導教室の増設をまずやりたいといったように考えておまして、現在、県費負担教員の方が担任ということになりますので、通級指導教室をまずは1教室増設ができるように、県へ要望するなど、実現化に向けて具体的な取り組みを進めているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 9月の定例会におきまして、私たち市議会といたしましても、少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書を決めまして、国に提出いたしました。中教審の議論におきましても、長時間是正は教員数を倍にすることだと、人材と予算確保が必要だと意見が相次いでおりましたが、答申案には、教員定数の抜本改善、少人数学級拡充などは盛り込まれておりません。

しかしながら、教職員の長時間労働是正には、先ほど申し上げましたように、職員の増員が一番だと考えております。うきは市においては、小学校1、2年生は30人学級、4年生から6年生は35人学級に取り組んでおられるとのことですので。

それには国からの財源が来ないでしょうから、単費での財源確保になるんでしょうが、そうすることによって、先生方の長時間労働是正になると、つながっていくと思っておりますが、学級数人数減について、教育長いかがお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 私どものほうも繰り返しにはなりますけれども、長時間労働要因に関しましては、先生方の業務が多様化をしている、そういうことがその一つの根本的なものであろうというふうに考えております。

教員の定数につきましては、国の法律によって、学級数に応じて決められていますので、学校教育の充実のためには、教職員定数の改善が必要であるという基本的な認識のもとに、今年度も福岡県の市長会や、全国都市教育長会議などを通じて、教職員定数の充実、拡充を国に対して要望しておりますので、まずこの要望活動を今後も引き続き精力的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 子どもが大好きで教職の道を進んだ先生方、しかし現実には膨れ上がった業務により、長時間労働を余儀なくされています。ブラック企業にも上げられている教育界ですが、教師が本来の学習指導に集中できる勤務環境を整える必要があると思います。

その実行には、保護者や地域の理解、協力も得なければならないでしょう。教育委員会のさらなる指導力を発揮していただくことを期待いたします。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 次に移らせていただきます。

平成30年度の朝倉市における学童保育所の設置数と利用学童数をお知らせください。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 朝倉市の学童保育所、平成30年度では、今、14の学童施設がございます。学童施設の利用数は614名となっております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 平成30年度における小学校の児童数が2,648名ですから、614名といいますと、もう2割以上の子どもが利用することになります。やはり昨年が575名くらいでしたか、ですから年々ふえていっていると思います。

14学童保育所ということですが、その運営方式と運営形態について、簡単におっしゃってください。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 14学童保育所のうち、1カ所が民設民営でございます。また、14学童保育所のうち、11カ所で指定管理を、それから3カ所で業務委託を行っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 14学童保育所の中で、指定管理で運営しているのが11、業務委託しているところが3カ所で、その運営形態としまして、公設民営と、民設民営とございますが、そのところおっしゃってください。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 公設民営は市が学童保育所を設置いたしまして、外部の団体を指定管理者に指定したり、業務委託したりして運営するものでございます。それが13施設でございます。

一方、民設民営が1カ所ございますが、外部の団体が学童保育所を設置し、独自に運営しているものと、団体が行政の業務委託を受けて運営するものと2種類の形態がございます。うちのほうは業務委託をいたしております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 指定管理を受けた学童保育所と業務委託の学童保育所があると

ということですが、運営上の大きな違いというのはございますか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 指定管理制度では、地方自治体が所管する公の施設の管理運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す制度でございます。業務委託は、市との契約に基づく業務の執行の委託でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 指定管理を受けていない業務委託のみの学童保育所、それは何か制約かなんかあるんですか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 業務委託は契約書に基づきまして、契約いたしております。契約にはいろんな仕様書を加えて委託をしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 指定管理を受けている学童保育所とを受けていない業務委託のみの学童保育所の契約書というのは、相違があるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 指定管理者は運営をそこに全部任せておりますので、違いといいますと、保育料でございますが、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を受けて保育料を変更することができます。保育料は指定管理者の収入となります。市が支払います指定管理料ですね、保育料と指定管理料とが主な収入となります。

業務委託のほうは、委託契約に定める委託料が収入となりまして、保育料は条例に定める額で、市の歳入となります。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それでは、指定管理を受けた学童保育所についてお尋ねいたします。当然、協定書というものは取り交わしているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 指定管理につきましては、全体的な協定書、基本協定書と、それから年度ごとの協定書がございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） その中に少し入らせていただきますが、運営管理者というのは明記されているのでしょうか。——運営管理責任者は明記されているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 契約、協定内容、今ちょっとわかりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 次に、事務員並びに常勤支援員は配置しておりますでしょうか。



○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 常勤とか、非常勤とかいうのは、運営を任せておりますので、それぞれの指定管理者ごとに違いがございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 協定書にそういうことが書いてないとすれば、それは少し問題だろうと思いますが、次に収支報告書、事業報告書は毎年提出されていると思いますが、指定管理者ですから、当然余剰金が出ると思いますが、それについての取り決めはしているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 指定管理料で運営を任せておりますので、余剰金についての規定はございません。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 取り決めはありますということですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ありません。ということは、当然市からの指定管理料、プラス保護者からの利用料が収入ですが、それから経費を除いた余剰金というのは、その指定管理を受けた学童保育所が管理していくということ、それについては何に使うといいというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 事業の目的以外に使用することはできません。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） ということは、一応プールして貯金通帳などにためておいて、それから使う分は目的がある場合のみは使っていいということと理解してよろしいですか。

○議長（中島秀樹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（平田龍次君） 現在、保護者会を指定管理者として指定をしておりますので、その中での収支の報告などについて、学童保育所以外の目的に利用することについては制限をさせていただいて、チェックをさせていただいています。

ただ、全体には指定管理者が民間事業者であることも将来的には可能性としてございますので、その場合に、例えば株式会社等がその収益を使ってはいけないとか、そういった制限を設けることはできないだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 企業については、後ほどまたお尋ねいたしますが、法が改正されてきておまして、現在、学童保育所は多額の運営資金を取り扱うようになっております。

甘木学童、立石1、2、3学童、三奈木学童の5つの学童が連合しているわんぱくクラブにおきましては、事務員を配置したり、常勤支援員を配置したりで、運営が安定してお

ります。

しかしながら、学童保育所に事務員、それから常勤支援員を配置していない学童保育所に、問題点は生じておりませんか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 今のところ指定管理をしておりますけれども、その中で常勤の方がいらっしゃる場所もあれば、いらっしゃらない場所もありますけれども、今、問題として出てきているようなところはございません。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私が学童保育所を訪ねて参ったところによりましては、やはりその運営において、支援員の先生方に相当な負担がいつていると感じております。もちろん、保護者は忙しいから子どもを学童に預けているのであって、細かいとこの事務までする余裕はないと思います。指定管理者制度をとりながら、そのメリットを取り入れてない学童保育所が多くあって、安定した運営を行うためにも常勤の支援員の確保、事務員の確保を行政が指導すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 市では、現在、学童保育所の指定管理に当たりまして、これまで保護者会を指定管理者にしてきております。これはこれまでの学童保育所の歴史的な経過を踏まえたものでありまして、子どもたちにとってよりよい保育を求めた運営がなされるとともに、市民との協働の一つの形だと考えております。

しかし、今言われるように、保護者会等、支援員等で経理等を、運営を任せているところで、やっぱり問題点が生じまして、大変なところが出てきております。そういうときには、公募によります民間等の指定管理も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） だから、そうならないように、行政が指導管理をできるように、指定管理者制度となっておりますので、年に1回や2回の報告だけではなく、常日ごろ指定管理の、その保育所に行って指導していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうかと申し上げております。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 済みません。先ほどの質問と答えが違いまして申しわけございません。

必要に応じまして、相談があれば、子ども未来課から行きまして指導をいたしております。年に2回ではなく、必要があれば、毎月、それから2カ月に1回など指導に当たっているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それを聞いて安心をいたしました。

次に、学童保育所運営に企業を参入させることについてお伺いいたします。

近年、全国では、学童保育所の企業による民営化が進んでおります。企業による学童運営をどのように考えておられますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 先ほど申しあげましたように、現在、保護者会で運営をやっておりますが、運営等が厳しくなった場合には、やっぱり民間企業等のノウハウを持ったところがございますので、そういうところに、保護者会ができないということであれば、そういう民間への指定管理も必要ではないかというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 全国的に、先ほども言いましたように、そういう時代になってきてはおります。ただ、企業というところは、収益を上げなければならないとなっております。行政が保育料を決め、運営費は子どもの定員などでおおむね決まる。

利用者が少ない学童の経営は大丈夫なんだろうかと考えざるを得ません。人件費の切り詰めや、日常の子どもにかかわるおやつ代などで切り詰められる。経費を切り詰めていくということが懸念されると思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中美由紀君） 民間企業にした場合に、やっぱり民間企業がどれくらいの収益を確保するか、その事業者の経営努力によるものであるもので、市がその運営に、経営に介入することはできないというふうに思っておりますが、これまでの学童保育所の運営の状況を確認しますと、大体費用の大半が人件費でございます。

また、指定管理料は、入所児童数の増減によりまして、変更となるため、指定管理料も児童数によって増減すると思っております。そういうことから、企業もやっぱり児童数を確保するよういろいろな施策をもって運営をするというふうに考えております。

例えば、民間に委託することがあったといたしましても、市では、学童保育所の運営の質の確保は大変大事なことでございますので、利用者のアンケートを毎年とりまして、また、事務事業評価などを毎年行いまして、その結果につきましては、指定管理者にも公表をし、学童保育所運営の質の向上に努めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 学童保育も設立当時としての運営内容が大きく変わろうとしております。保護者会の運営では、いろんな問題が生じてきているだろうと推察されます。

今回企業による民営化について、企業参入を取り入れた自治体を数カ所調査、勉強させていただきました。ほとんどの自治体が企業の民営化について、数年かけて行政と保護者会で検討しております。

うきは市においても、3年かけて行政と保護者会で話し合い、勉強会を重ねて、ことしから企業による運営が始まりました。選定委員には、保護者代表も加わり本当に満足いく

結果を得ているようです。

朝倉市は、このたび公募による指定管理者を選定いたしました。仕様書、募集するに当たり、仕様書を作成したと思いますが、どのくらいの時間をかけて仕様書を作成しましたでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 佐々木議員、今回の議案として民間企業の参入の議案が出ておりますので、一般論として民間企業の参入については質問していただけないでしょうか。

佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） そうでなくて、仕様書をつくったことだけを聞いております。どこの民間業者を指定したとか、そういうことについては、一切私は触れようと思っておりません。仕様書というものをつくって公募をかけなければ、公募をできないようになっておりますので、仕様書を何日間かけてつくりましたかとお尋ねしているだけです。

○議長（中島秀樹君） 仕様書をつくったのは、今回仕様書を何日間かけてつくったかということですね。

佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 一般公募は初めてのことだろうと思いますので、今回が最初だろうと思います。

○議長（中島秀樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（中島秀樹君） では、一般質問を再開いたします。

ただいまの質問につきましては、個別の今度の議案に関連する質問というふうに判断をいたします、議長として。ですので、この質問は差し控えていただきたいと思います。委員会のほうで質問をしていただきたいと思います。

4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それでは、一般的な意見として、提案させていただきます。企業による民営化については、今までのような形での保護者会による学童保育所運営ができなくなる保育所も今後出てくるだろうと思います。

保護者会のみでなく、地域コミュニティや学校関係者との話し合いを重ねて決定することを提案いたします。いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（平田龍次君） 市として、学童保育所の指定管理につきまして、これまで行ってきた保護者会への指定管理という方針を変えて、民間事業者への指定管理に切りかえていくようなことは考えておりません。基本、これまでどおり、保護者会への指定管理を進めていきたいというふうに考えております。

それで、もし実際に運営される保護者会が運営が困難であると、他団体をお願いしたいというような事態に陥りましたときには、保育に空白期間を設けるわけにはいきませんので、速やかに公募をしたりする必要があるかというふうに考えております。基本的に市の現在の、これまでの方針は変わっておりません。

ですので、市の側が民間事業者への指定管理をしようというものではございませんので、何年かけて協議をするとか、そういった具体的なことは、何とも申し上げようがありません。

市がもし方針を変えて、民間事業者への指定管理を今後進めていくということになりましたら、保護者への説明、支援員への説明を丁寧にしまして、理解を深めていただく、そのためにはもしかしたら、数年かかることも想定はされますが、今のところ、市として積極的に民間事業者への指定管理を進めていく予定はございません。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 保護者会のほうから提案があったならば、速やかに公募を行う、市としては、一般公募する予定は今のところはないと理解しましたが、ことし取り入れております、その他の自治体における学童保育所についても、市のほうからの提案はありませんでした。ほとんどがやはり保護者会ができなくなったと、どうかしてくれないかと、そういう提案が多かったので、それから協議を重ねて、企業を参入させたと聞いておりますので、今後、保護者会のほうからそういった依頼があるやもしれません。

そのときは、急に決まったから、急にするんでなくて、そういった保護者会の動向というものを指定管理しておりますので、密接に保護者会と連絡を取り合って、できるだけ察知して、保護者会と色々な話し合いを受けた上で、うきは市のように、もろ手を挙げて、よかったと、企業が参入してよかったと、学童保育所の方が、また行政の方も言えるような企業参入していただきたいと思っております。

保護者が労働により、昼間家庭にいない児童に、放課後の安心安全な遊び場を提供し、保護者が安心して児童を育て、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする学童保育であるならば、先ほど申しましたように、企業民営化については慎重に取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（中島秀樹君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（平田龍次君） 先ほど、お尋ねがありました件の中で、協定書の中に、管理責任者名とかがありますかというお尋ねがありました。協定書そのものには、団体の代表者名等の記載はあるものの、管理責任者等の記載はございません。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

被災者支援についてでございますが、これは毎回質問させていただいておりますが、今

回の質問については、昨日、富田議員がほとんど質問されておりまして、担当当局の回答、答弁も得ておりますので、ほとんどお尋ねすることはないんですが、やはりその中でも、2番目になるんですが、昨年の豪雨災害で崩れた支援対象外家屋、わかりますでしょうか、そこに住んでいない、だけど管理はしている、その家屋につきまして、災害当初、隣近所に迷惑をかけたらいけないという思いで、いち早く解体したところが、数件ございます。

空き家対策法ができておれば、それなりの上限を見ましてもお金が出たのですが、その当時は、とにかくボランティアの方々に土砂だけは出してもらった、そうすると建物自体はひ弱になりますので、隣近所に迷惑をかけられない、先ほども言いましたように、そういう思いで壊しております。

母屋があって、今まで住んでいたところは、仏様を置いていて、そこに毎日毎日行って、いろんなお茶も飲んだりしているといいながら、そこに住民票がないゆえに、取り壊しの支援金の対象になっていない家もございます。

今後もそこが更地になっておりますので、税金につきましては、かなりの税金を払うようになると思いますが、そういった人たちに対して、法的に支援するお金が出ないのであれば、何らかの形で、空き家対策の上限に基づいた支援ができないものかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 法的に出ないのであれば、何らかの形でできないかという御質問でございます。

空き家の所有者の方については、その空き家以外に生活の基盤となる家を別に所有されているということになります。義援金、何らかの形というのはひとつ義援金が考えられるわけですが、義援金につきましては、生活の基盤となる住まいの確保というものを優先して、支援をさせていただくということにしているところでございます。

何らかの形というのは、今、そういうものが考えられますけれども、そういう義援金の性質がございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） わかります。だけど、例えば、家は何ら被害はなかった、だけど、裏山がひよっとしたら次の大雨で崩れてくるかもしれないということに対しては、義援金が配分できるようになっております。その辺を少し拡大解釈していただいて、だからたくさんとは言いません、本当、あれでできないといたら、だめかもしれませんけれど、そのところをやはり寄り添った、住民に寄り添ったといいますか、形で、何とかできないものでしょうか。

それと、長期避難世帯になっていない、きのうも富田議員がおっしゃったと思いますが、長期避難世帯になっていない床下しか浸水していないところに対しては、義援金もわずしか出ておりません。でも、河川が何年かかるかわからない。それから不安があって、そ

こには住めない、だからほかの場所で、中古物件を探したり、新築したりという人たちには、義援金も出ないし、支援金も出ません。

ですから、そこのところも何とか、朝倉市で検討していただいて、本来もらう金額とは言いません、だけどそういった大きな家を建てたり、中古物件を買う人たちに対して支援はできないものでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 寄り添うという基本的な姿勢は持っておりますが、一定の線引きというものをしておかないといけないということも、一方ではございます。そういった考え方から、現時点では難しいというふうに思っておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） きょうの答弁の中で、今は言えないけれど考えておりますとおっしゃっていたので、その辺の手当も少しは考えてくださるのかなと期待しておりましたが、また、無理を承知でできるだけ被災者に寄り添った支援をお願いしておきたいと思えます。

先ほども申しましたように、被災者が一日も早く安心した生活を送ることができるようになりますことを祈念いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩